

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 6 月 30 日

フィールドフォースグループ株式会社

株式会社フラクタ

2023年6月30日

株式交換に係る事後開示書類

東京都文京区湯島三丁目19番11号
フィードフォースグループ株式会社
代表取締役社長 塚田 耕司

東京都渋谷区桜丘町22番14号
株式会社フラクタ
代表取締役社長 河野 貴伸

フィードフォースグループ株式会社（以下、「フィードフォースグループ」といいます。）及び株式会社フラクタ（以下、「フラクタ」といいます。）は、2023年5月24日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年6月30日を効力発生日として、フィードフォースグループを株式交換完全親会社、フラクタを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2023年6月30日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - （1）会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
本株式交換の差止請求を行ったフラクタの株主はおりませんでした。
 - （2）会社法785条（株式買取請求）の規定による手続きの経過
フラクタは、会社法第785条第3項の規定により、2023年5月29日に、フラクタの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるフィードフォースグループの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式買取請求を行ったフラクタの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過

フィードフォースグループは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続きの経過

フィードフォースグループは、会社法第 797 条第 4 項の規定により、2023 年 5 月 31 日に、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全子会社であるフラクタの商号及び住所を電子公告により公告しました。なお、フィードフォースグループは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、フィードフォースグループに移転したフラクタの株式の数は 78 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) フィードフォースグループは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したフィードフォースグループの株主はおりませんでした。

(2) フラクタは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 6 月 9 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) フィードフォースグループは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のフラクタ株主名簿に記載又は記録された株主(ただし、フィードフォースグループを除きます。)に対し、

その所有するフラクタの株式1株に対してフィードフォースグループの株式6,800株の割合をもってフィードフォースグループの普通株式を割当交付しました。フィードフォースグループが交付した株式の総数は530,400株です。

(4) 本株式交換により増加したフィードフォースグループの資本金及び準備金は以下のとおりです。

資本金	0円
資本準備金	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
利益準備金	0円

以 上